

11 月度 理事会議事録

日 時 2024 年 11 月 8 日 金曜日 AM11:00

場 所 ダブルツリーby ヒルトン那覇首里城 20F

出席者 平良友美・佐久田綾子・喜納朝勝・知花なおみ
松田賢基・川畑順義・比嘉弘二・具志頭朝一

委 任 我喜屋啓・松尾晋哉・奥平 一・山里 将

欠 席 高橋誠一・上谷みち代

【報告事項】

- (社会奉仕・青少年奉仕委員会):「前田高地 平和学習と清掃活動」について
2025/3/8(土) 14:00～16:00
浦添市長、昭和薬科大学附属高校長に生徒の派遣と趣意書を郵送した。

【審議事項】

- ① 次年度役員選出について
指名委員会を設置することとする。
- ② 11/29 「ガバナー公式訪問クラブ協議会」について 添付①
当日の発表・役割について確認をした。
委員長が参加できない場合は、代理を立てるか、幹事が報告する。
各自の持ち時間を決めて報告する。
- ③ オレンジリボン協力依頼について 添付②
今年度は見送り。来年度予算を組むかどうか検討する。
- ④ 今後の日程
 - 12月12日(木) 新入会員歓迎会・親睦会 18:30～ 海のちんぼうらぁ(那覇市前島)にて
 - 1月24日(金) 通常例会 「東京池袋西RCとの合同例会」
 - 2月7日(金) 沖縄分区IM (ホスト:那覇東/会場:ダブルツリー那覇首里城)
 - 3月8日(土) 14:00～16:00 「インターアクト前田高地 平和学習と清掃活動」
 - 3月25日(火)～26日(水) 「石垣RCとの合同例会」
飛行機・ホテルは各自手配(ホテルについては都合を石垣に確認する)
 - 5月21日(火) 「3RC(那覇東・宜野湾・浦添)合同例会」 5/23(金)振替
- ⑤ クラブ細則・慶弔規定・ニコニコボックス規定について
 - ・クラブ細則(改定案) 添付③ …次月再審議
 - ・慶弔規定(改定案) 添付④ …承認
 - ・ニコニコボックス規定(案) 添付⑤ …承認
- ⑥ 会員増強について
複数名の入会候補者あり。
赤嶺比登美会員⇒12月末にて退会の旨紹介者に連絡あり。

11 月度 理事会議事

日 時 **2024 年 11 月 8 日 金曜日 AM11:00**

場 所 **ダブルツリーby ヒルトン那覇首里城 20F**

出席者 **平良友美・松尾晋哉・佐久田綾子・喜納朝勝・知花なおみ
奥平 一・松田賢基・川畑順義・比嘉弘二・山里 将
具志頭朝一**

委 任 **我喜屋啓**

欠 席 **高橋誠一・上谷みち代**

【報告事項】

- (社会奉仕・青少年奉仕委員会):「前田高地 平和学習と清掃活動」について

【審議事項】

① 次年度役員選出について

② 11/29 「ガバナー公式訪問クラブ協議会」について 添付①

③ オレンジリボン協力依頼について 添付②

④ 今後の日程

- 12月12日(木) 新入会員歓迎会・親睦会
- 1月24日(金) 通常例会「東京池袋西RCとの合同例会」
- 3月8日(土) 14:00~16:00「前田高地 平和学習と清掃活動」
- 3月25日(火)~26日(水)「石垣RCとの合同例会」
- 5月21日(火)「3RC(那覇東・宜野湾・浦添)合同例会」5/23(金)振替

⑤ クラブ細則・慶弔規定・ニコニコボックス規定について

- ・クラブ細則(改定案) 添付③
- ・慶弔規定(改定案) 添付④
- ・ニコニコボックス規定(案) 添付⑤

⑥ 会員増強について

⑦ その他

「隔たりを取り除き、“ご縁”を大切に」

2024年5月24日

地区内ロータリークラブ
2024-25年度
会長・幹事 各位

国際ロータリー第2580地区
2024-25年度ガバナー
石川彌八郎

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。
次年度、貴クラブへのガバナー公式訪問を別紙（スケジュール）の通り予定しております。
当日は定刻までに会場に伺います（お出迎えには及びません）。
尚、ガバナー補佐にも「会長・幹事との打合せ」からの出席をお願いしております。
申し訳ありませんが、当日の食事代等は持参いたしませんので、よろしくお願い申し上げます。
また、手土産等のお心遣いは遠慮させていただきます。 敬具

記

1. タイムスケジュール

- 16:40~17:00 会長・幹事との打合せ（20分）
- 17:00~18:15 クラブ協議会（75分）
- 18:15~18:30 休憩（15分）
- 18:30~20:00 例会（90分）※内、食事前ガバナー卓話 30分

*7月~9月はクールビズの実施をお願いいたします。

*クラブ協議会の内容

司会は貴クラブの幹事など適切な方にご担当いただきたく存じます。
当日は石川ガバナーの合言葉「隔たりを取り除き、“ご縁”を大切に」を
踏まえた上でご発言をお願いいたします。次第は基本的に以下のとおりです。

- ① クラブ活動計画（会長） ①・②・④平良
- ② クラブの特長的な奉仕活動（会長）
- ③ 「クラブの成長」会員増強計画（会員増強委員長） 松尾
- ④ 「クラブビジョンと行動計画」（該当委員長）その後休憩10分
- ⑤ 「My Rotary ロータリーの友の活用」（該当委員長） 山里
- ⑥ 「ローターアクト・ロータリー学友との交流」（該当委員長） 松田
- ⑦ その他の委員会
- ⑧ ガバナー講評
- ⑨ ガバナー補佐総括

発表中も随時、意見交換をしたいと考えております。該当委員会がない場合や
委員会名が異なる場合には、担当会員よりお話いただければ幸いに存じます。

踏まえる：ある物事を判断や考えのよりどころにする。根拠とする。
（大修館書店 明鏡国語辞典）

踏まえる：これからすべきことの指針を得るために、既に得たもの、
現在直面するものや、将来の成り行きをよく見たうえで、何かをする。
（三省堂 新明解国語辞典）

2. 地区訪問者

ガバナー 石川彌八郎（東京福生 RC 所属）
地区幹事 木村敦史（東京福生 RC 所属）
※分区の訪問者はガバナー補佐にご確認ください。

（分区）
城間AG
平仲幹事
（地区）
安里政晃地区副幹事

2024.11.29

クラブ協議会 ガバナー公式訪問 日程

17:00～18:15	2階「守礼の間B」
18:30～20:00 例会	2階「守礼の間A」

クラブ協議会 式次第

		司会	知花なおみ
スケジュール			
17:00	1. 会長挨拶	会長	平良 友美
	2. 地区役員紹介	司会	
17:05	3. クラブ活動計画		
	4. クラブの特徴的な奉仕活動	会長	平良 友美
	6. クラブビジョン		
	7. 会員増強計画	会員増強委員長	松尾 晋哉
	～～ 休憩(10分) ～～		
17:40	8. My Rotary ロータリーの友の活用	ロータリーラーニング委員長	山里 将
	9. ロータリー学友との交流	青少年奉仕委員長	松田 賢基
	10. 委員会活動報告		
	☆クラブ奉仕委員会	委員長	佐久田綾子
	☆職業奉仕委員会	委員長	川畑 順義
	☆国際奉仕委員会	委員長	比嘉 弘二
	☆社会奉仕委員会	委員長	上谷 みち代
	☆青少年奉仕委員会	委員長	松田 賢基
18:00	11. ガバナー講評	石川 彌八郎	ガバナー
	12. ガバナー補佐総括	城間 幹夫	ガバナー補佐
18:15	13. 閉会の挨拶	会長エレクト	佐久田綾子

お隣りへご移動下さい

第2619回 例会		2024年	11月29日
		司会	
18:28	1 間もなく例会開始時刻となります。親睦の握手をお願いします。		
	★ ☆ ★ ☆ ご起立下さい ★ ☆ ★ ☆		
18:30	2 会長点鐘	タイラ 平良 ユミ 友美	会長
	3 ロータリーソング 「我等の生業」 フレラ ナリワイ	ソングリーダー	会員
	4 「四つのテスト」の唱和		パスト会長
	5 職業奉仕12章唱和 第3章		会員
	本日は、公式訪問でございます。 ガバナーの卓話を終えてお食事を配膳いたします。		
	6 ビジター・ゲストの紹介		会員
		※紹介の順序、肩書などを事前に委員長がキャリアのある会員に確認する	
	7 会長挨拶	タイラ 平良 ユミ 友美	会長
	8 幹事報告 本日の卓話	チバナ 知花 なおみ	幹事
18:45	9 第2580地区 石川 彌八郎 ガバナー お願いします。		
19:15	★ ☆ ★ ☆ お食事・お酒を摂りながら進めていきます ★ ☆ ★ ☆		
	10 委員会報告 各委員会より報告・情報共有がございましたらお願いします。		
	○		委員長
	○		委員長
	○出席・親睦委員会 本日の例会出席報告		委員長
	11 ラーニング	ラーニング委員会	山里 将 委員長
	12 ニコニコBOXの報告		会員
19:58	13 ビジター・ゲストへのお礼と閉会点鐘	平良 友美	会長
	※ 次週12月6日はクラブ年次総会です。 本日ご欠席の方へもお声がけをお願いいたします。 ※ 忘れ物の無いよう 今一度ご確認ください！		

令和6年10月15日

浦添ロータリークラブ 様

一般社団法人OCFS
代表理事 森田修平

第3回オレンジリボンたすきリレー沖縄2024への協賛金のお願い

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。平素は児童虐待防止の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、令和6年11月9日に第3回オレンジリボンたすきリレー沖縄2024を開催する運びとなりました。本イベントは、社会でも大変大きな問題となっている児童虐待について、地域住民の皆様をはじめ企業、学校、福祉、警察関係者など多数の方々に参加し児童虐待防止特別コース（公道）を走りながらオレンジリボンや児童虐待対応共通ダイヤル189を周知・啓発するものであります。

つきましては、誠に恐縮ではございますが、本イベントへの趣旨にご理解いただき、ご協賛を賜りたく、ここにお願い申し上げます。

なお、ご協賛の内容につきましては、下記のとおりとさせていただきますので、なにとぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 協賛金額 3万円/1口
2. 募集期間 令和6年11月1日（金）まで
3. 納入方法 指定口座への振込
4. 振込先 琉球銀行 首里支店(313) 普通:644157
沖縄の子どもと家族・支援者の未来を明るくする会 代表 森田修平
※法人の口座開設が間に合っていないため、本口座へお願い致します。
5. 協賛御礼 イベントチラシ団体名掲載、メイン会場での読み上げ、SNSでの発信（約1000フォロワー）、贈呈式時の各メディアへの取材依頼等
6. ターゲット層 子どもに関わる機関（団体）、子育て世代（子、保護者含む）他
（※参考：チラシは10月よりルート内市町村及びSNSで発信。当日は500～1000人を集客見込み）
7. 問い合わせ先 ocfs.happy@gmail.com（森田）

以上

浦添ロータリークラブ細則

第1条 定義

1. 理事会： 本クラブの理事会
2. 理事： 本クラブの理事
3. 会員： 名誉会員以外の本クラブ会員
4. 定足数： 投票時に出席していなければならない会員の最低人数。クラブの決定の場合には本クラブ会員総数の3分の1、クラブ理事会の決定の場合には理事の過半数。
5. RI： 国際ロータリー
6. 年度： 7月1日に始まる12カ月間

第2条 理事会

本クラブの管理主体は、本クラブ会員15名以下 から成る理事会とする。理事会は、会長・直前会長・会長エレクト・副会長・幹事・会計及び会場監督である。理事会の裁量により、本細則第3条第1節に基づいて選挙された15名以下の理事を加えることができる。

第3条 選挙と任期

第1節 役員を選挙すべき会合の1カ月前の例会において、その議長たる役員は、会員に対して、会長(次々年度)、副会長、幹事、会計、SAAおよび五大奉仕委員長を含む15名以下の理事を指名することを求めなければならない。その指名は、クラブの決定するところに従って、指名委員会または出席全会員のいずれか一方または双方によって行うことができる。指名委員会を利用することを決定した場合、指名委員会の委員は次年度会長を委員長とし、現年度会長・幹事、**次年度会長より推薦された**次年度幹事**予定者**の4名とする。適法に行われた指名は各役職ごとにアルファベット順に投票用紙に記載され、年次総会において投票に付せられるものとする。投票の過半数を獲得した会長、副会長、幹事、および会計がそれぞれ該当する役職に当選したものと宣言されるものとする。投票の過半数を得た15名以下の理事候補が理事に当選したものと宣言されるものとする。

前記の投票によって選挙された会長候補は、会長ノミニーとなるものとする。会長ノミニーは、その選挙後の次の7月1日に会長エレクトに就任するものとし、年度を通じて役員を務めるものとする。会長エレクトは、その年度の直後の7月1日に、会長に就任するものとする。

第2節 各役職において、過半数の票を獲得した候補者が当選したものと宣言される。

第3節 役員または理事会メンバーが辞任した場合、残りの理事会メンバーによって後任者が任命される。

第4節 役員エレクトまたは理事エレクトが辞任した場合、残りの次期理事会メンバーによって後任者が任命される。

第5節 各役職の任期は1年とする。

第4条 役員の仕事

第1節 会長は、クラブの会合と理事会の会合において議長を務め、その他通常その職に付随する仕事を行う。

第2節 直前会長は、クラブの理事を務める。

第3節 会長エレクトは、会長就任に向けて準備し、理事を務める。

第4節 副会長は、会長不在の場合、クラブの会合と理事会の会合において議長を務める。**第5節** 理事は、クラブの会合と理事会の会合に出席する。

第6節 幹事は、クラブの会員と出席について記録し、クラブ、理事会及び委員会の諸会合の通知を送信し、これらの会合の議事録を作成する。その他通常その職に付随する仕事を行う。

第7節 会計は、すべての資金を監督し、財務報告を行う。

第8節 会場監督は、クラブの会合の秩序を維持する。

第5条 会合

第1節 本クラブの年次総会を12月31日までに開催し、そこで次年度の役員と理事の選挙を行う。

第2節 本クラブの例会は、次の通り開催する：毎週金曜日 12:30

例会に関するあらゆる変更または例会の取消は、クラブ会員全員にしかるべく通知される。

第3節 理事会の会合は毎月開催される。理事会の臨時会合は、会長または理事2名の要請により招集され、開催にあたっては然るべき通知を行う。

第6条 会費

第1節 a) 入会金は50,000円とし入会承認に先んじ納入すべきものとする。

b) 入替会員の入会金は、前任者の本クラブでの在籍年数が1年以上であった場合
¥20,000とする。但し、1年未満の場合は徴収しないものとする。

第2節 会費は年額240,000円（上期120,000円・下期120,000円）とする。クラブ年会費には、RI人頭分担金、機関雑誌の購読料、地区賦課金、クラブ会費、ロータリーまたは地区によるその他の賦課金が含まれる。

第3節 会費請求・納入について

- a) 上期(7月1日現在)・下期(1月1日現在)に在籍するすべての会員が納入するものとする。
- b) 会費未納のうちに退会届が受理された場合には翌月以降の月割額については免除する。但し、会費納入後の退会については返金はしないものとする。
b) 退職・転勤等の然るべき理由の退会申出があった場合、期初または会費請求前に申告があれば、会費は在籍期間の月割とする。但し、会費納入後の退会については返金しない。
- c) 半期以上の会費未納については、除名会員身分を終結させとする。

第7条 採決の方法

本クラブの議事は、口頭または挙手により採決を行う。ただし、役員と理事の選挙はその例外となり、投票により行われる。理事会は、特定の決議を、投票で採決するよう決定することができる。

第8条 委員会

第1節 本クラブの各委員会は、標準ロータリークラブ定款の第11条第7節に挙げられた委員会および五大奉仕委員会から成る。

第2節 会長は、すべての委員会の職権上の委員となる。

第3節 それぞれの委員長はその委員会の定例会合と活動に対して責任を持ち、委員会の仕事を監督、調整し、委員会の全活動について理事会に報告する。

第9条 財務

第1節 各会計年度の開始に先立ち、理事会は年次収支予算を作成する。

第2節 会計は、理事会によって指定された一つまたは複数の金融機関にクラブ資金を預金する。クラブ資金は、クラブ運営用と奉仕プロジェクト用の2つの口座に分けて預金する。

第3節 勘定書は、会計もしくは権限を持つ役員によって支払われ、他の2名の役員または理事により承認される。

第4節 有資格者が、すべての財務処理について徹底した年次検査を行う。

第5節 クラブの年次財務報告がクラブ会員に配布される。現年度と前年度の収支を記載した中間財務報告が、年次会合において発表される。

第6節 会計年度は、7月1日から6月30日までである。

第10条 会員選挙の方法

第1節 本クラブまたは他クラブの会員が、入会候補者を理事会または会員増強委員会に推薦する。

第2節 理事会は、30日以内にこの候補者の入会を承認または拒否し、その候補者を推薦した会員にその決定を通知する。

第3節 理事会が入会を承認した場合、その候補者は、クラブに入会するよう招かれる。

第11条 改正

本細則は、いかなるクラブ例会においても改正できる。クラブ細則の変更には、当該例会の21日前に各会員に書面による通知を行うこと、投票の定足数を満たす会員が出席していること、全票の3分の2が変更を支持することが義務づけられる。本細則への変更は、標準ロータリークラブ定款、RI定款、RI細則、ロータリー章典と矛盾してはならない。

注記:本細則は、2022 年度規定審議会の決定を反映した「標準ロータリークラブ細則」に基づいて、**これまでの「クラブ細則」を改定・更新した**ものです。

附則

- ※ 2000 年 9 月 1 日クラブ理事会において出席免除申請書を定める。
- ※ 2001 年 7 月 1 日一部改正
- ※ 2001 年 9 月 6 日クラブ細則第 3 条、第 4 条第 2 節、第 4 条第 4 節、第 5 条を一部改正
- ※ 2002 年 8 月 8 日クラブ細則第 5 条第 1 節を一部改正
- ※ 2003 年 8 月 1 日クラブ細則第 5 条第 1 節を一部改正
- ※ 2006 年 9 月 1 日クラブ細則第 1 条第 1 節・第 2 条の会長エレクト・会長ノミニーに関する文言を変更(RI推奨クラブ細則の文言変更にとまなう)
- ※ 2009 年 11 月 6 日クラブ細則第 3 条第1節・第 3 条第 2 節を一部改正
- ※ 2021 年 3 月 5 日理事会にてクラブ細則第 6 条第 2 節を承認
(但し、第 11 条改正に準ずる細則改正の例会開催に至らず)
- ※ 2021 年 5 月 14 日理事会にてクラブ細則第 1 条 3 項、第 6 条第 3 節を承認
(但し、第 11 条改正に準ずる細則改正の例会開催に至らず)
- ※ 2023 年 4 月 7 日理事会にてクラブ細則第 6 条第 4 節を承認
(但し、第 11 条改正に準ずる細則改正の例会開催に至らず)

浦添ロータリークラブ慶弔規定

(赤字箇所追記提案)

本規定を円滑に施行する為に、当事者は速やかに会長、幹事又は事務局へ通報する事。

第1条 慶事取り扱い

I. 会員に次のような慶祝行事がある場合は会長名義で花束の贈呈を行うものとする。

- (1) 叙勲記念祝賀会
- (2) 理事が必要と認める慶祝行事

II. 会員に次のような慶事がある場合は会長名義で祝儀の贈呈を行うものとする。

- (1) 会員本人の結婚
- (2) 会員本人に実子が誕生した場合
- (3) 理事が必要と認める慶事

第2条 弔慰取り扱い

会員並びに親族に対する弔慰を次の通り定める。

I. 新聞広告

- (1) 適用範囲
 - 会員が逝去した場合
- (2) 広告の種類
 - ① 死亡の広告は葬祭主の掲載する沖縄タイムス・琉球新報にする。
但し、会葬御礼は省略する。
 - ② 広告の名義は会長名とする。

II. 供花

- (1) 適用範囲
 - ① 会員並びにその配偶者
 - ② 会員の実父母並びに子供
- (2) 供花の種類は生花一対とする。
- (3) 供花の名義は会長名義とする。

III. 弔慰金

供花をもって弔慰金にかえるものとする。

※ 付則 本規定は 1985 年 6 月 1 日制定し、同日より施行。
1988 年 4 月 1 日理事会に於いて一部改定。
1992 年 3 月 6 日理事会に於いて一部改定。
2011 年 8 月 19 日理事会に於いて一部改定。

浦添ロータリークラブ ニコニコボックス規定(案)

趣旨

ニコニコボックスは、例会場で会員が自由意思で善意の寄付金を入れる箱である。集まった善意は奉仕活動の財源となる。

会員、家族、事業所等の慶び事、お祝い事、失敗や迷惑をかけたことなど近況を報告し、お礼や感情表現などさまざまな理由をつけて、会員が自発的に行うもので、これを通して会員相互で分かち合い例会を賑わせて親睦を増進させる。

当クラブでは、封筒に名前とメッセージを記入しそれを例会で読み上げ、報告する。

第1条(目的)

ニコニコボックスは、善意のお金であり、原則として五大奉仕を軸とする奉仕活動、一般会計の慶弔費補填、そしてクラブの存続のために使用する。

第2条(管理)

ニコニコボックスはクラブ会計とは別の口座で管理する。

第3条(使用の方法)

使用については理事会の承認が必要である。

その用途は原則として、突発的に発生した事象及び、長期継続事業の立ち上げのための単年度支出に限られ、継続的な支出を容認するものではない。また、やむをえず生じた事象に使用する際は、理事会で十分に検討し、承認を得る。

理事会において承認された奉仕活動・事象に使用される。但し、急を要する事態への対応は、メールによる持ち回り理事会で承認を得る。

第4条(雑則)

ニコニコボックスは、例会時に集める寄付だけではなく、個人からの寄付も随時受け入れるものとする。